

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和38年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 次条から第5条まで、<u>第5条の4から第5条の7まで</u>、<u>第7条から第9条まで及び第12条から第14条までに定めるもののほか</u>、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(大阪事務所又は名古屋事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第5条の5 大阪事務所又は名古屋事務所に勤務する職員の勤務時間の割振りは、午前9時から午後5時45分までとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(福岡事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第5条の6 <u>福岡事務所に勤務する職員は、福岡事務所長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>午前9時から午後5時45分まで</u></p> <p>(2) <u>午前10時30分から午後7時15分まで</u></p> <p>2 <u>前項に規定する勤務時間中に、福岡事務所長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</u></p> <p>3 <u>第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条の6第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第5条の7 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第4条、第5条、<u>第5条の4から前条まで及び第7条から第9条までの規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。</u>以下この項において同じ。）から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たと</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 次条から第5条まで、第5条の4から第9条まで及び第12条から第14条までに定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(大阪事務所、名古屋事務所又は福岡事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第5条の5 大阪事務所、名古屋事務所又は福岡事務所に勤務する職員の勤務時間の割振りは、午前9時から午後5時45分までとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第6条 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第4条、第5条、<u>前2条及び次条から第9条までの規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。</u>以下この項において同じ。）から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは</p>

きの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。

2・3 [略]

4 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第5条の7第1項及び第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

#### 第6条 削除

(子育て等の事情がある職員の勤務時間の割振りの特例)

第12条 所属長は、子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある職員（第2条の2から第5条まで、第5条の4から第5条の6まで、第7条から第9条まで及び第14条の規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。）から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。

2・3 [略]

4 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第6条第1項及び第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(子育て等の事情がある職員の勤務時間の割振りの特例)

第12条 所属長は、子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある職員（第2条の2から第5条まで、第5条の4、第5条の5、第7条から第9条まで及び第14条の規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。）から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。